

### 第3号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、懲戒に係る規定を削除するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第26条 <u>削除</u>	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第13条 <u>削除</u>	<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第13条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、懲戒に係る規定を削除するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

特定教育・保育施設の長たる管理者の教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に係る規定を削除する。（第26条）

- (2) 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する懲戒に係る規定を削除する。

（第13条）

### 3 施行期日

公布の日

児童福祉法新旧対照表（令和4年12月16日施行）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>第47条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親（<u>以下この項において「施設長等」という。</u>）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<u>監護及び教育</u>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。<u>この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u></p> <p>4・5（略）</p>	<p>第47条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<u>監護、教育及び懲戒</u>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。<u>ただし、体罰を加えることはできない。</u></p> <p>4・5（略）</p>